

# 壮瞥町プレミアム付商品券発行事業

## 取扱参加店募集要項

### 1 趣旨

消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、プレミアム付商品券（以下「商品券という。）の発行・販売を行う。

### 2 事業概要

- (1) 商品券の名称  
壮瞥町プレミアム付商品券
- (2) 発行者  
壮瞥町
- (3) 販売価格  
1冊 4,000円（発行額面 5,000円）
- (4) プレミアム率  
25%
- (5) 販売総額（予定）  
15,000千円（発行総額 18,750千円）
- (6) 発行数量（予定）  
3,750冊（1冊あたり500円×10枚）

### 3 商品券の販売

- (1) 販売期間（予定）  
令和元年10月1日（火）から令和2年2月29日（土）
- (2) 販売方法  
伊達信用金庫壮瞥支店に販売業務を委託する

(3) 販売対象及び購入限度額

①令和元年度住民税非課税者（課税基準日：平成31年1月1日）

②平成28年4月2日以降に生まれた子が属する世帯の世帯主

※1人あたり5冊（25,000円分の商品券）まで

## 4 商品券の使用

(1) 使用可能期間（予定）

令和元年10月1日（火）から令和2年2月29日（土）

※使用可能期間を経過した商品券は無効となり、使用できません。

(2) 使用範囲等

①商品券は、町内の取扱参加店（以下、「参加店」という。）でのみ使用できます。

②商品券は、本人又はその代理人もしくは、使用者に限り使用することができます。

(3) 使用の制限

①商品券は、次に示す内容に使用することはできません。

- ・土地、家屋購入、家賃・地代、駐車料等の不動産の支払い
- ・出資や金融商品の購入（有価証券等）
- ・商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・たばこ事業法（昭和59年8月10日第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ、債務の返済
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する営業に係る支払い
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入
- ・宝くじや勝馬投票券等の購入や賭博行為
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・国・地方公共団体への支払い（税金、国民健康保険税等）
- ・参加店が指定する一部の商品の購入やサービスの提供による支払い
- ・その他、町が指定するもの

②商品券は、転売、譲渡及び換金することはできません。

③商品券は、使用しようとする額面未満の特定取引に使用することはできません。

（釣り銭の出る取引はできません。）また、払い戻しはできません。

④商品券の盗難、紛失又は滅失等に対し、発行者はその責任を負いません。

## 5 参加店について

### (1) 参加店の資格

- ① 壮瞥町内において、店舗並びに事業所等を有する個人または法人
  - ・町内に複数の店舗がある場合、店舗ごとに申込書の提出が必要です。
- ② 本募集要項を遵守する事業者

### (2) 対象外事業者

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う事業者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

### (3) 参加店登録申込方法

「登録申込書」を壮瞥町商工会まで郵送、または持参により提出してください。  
※町内に複数の店舗がある場合、店舗ごとに申込書を提出してください。

### (4) 登録料 無料

### (5) 申込期間

- ① 令和元年 7 月 16 日（火）まで
  - ※この期間中に申込みし、登録が承認された参加店は、町広報紙 8 月号にて公表します。
- ② 上記期間以降も随時受け付けますが、町広報紙への掲載は当月 15 日までに申請のあったものについて、翌月の広報誌に掲載します。

### (6) 申込の承認

壮瞥町は、「登録申込書」の提出があったものについて、壮瞥町プレミアム商品券発行事業取扱参加店募集要項に規定する使用の制限及び対象外事業者等に該当しないかを確認し、登録店としての承認を行います。

#### (7) 参加店の表示

参加店登録が承認された場合、当町より登録証明書を2部送付しますので、2部とも代表社印を押印した後、1部を壮瞥町住民福祉課福祉係まで返送し、1部を店舗内の見やすい場所に掲示してください。

※換金日の前までに登録証明書の返送がない場合は、換金手続きができません。

#### (8) 商品券取扱方法

参加店は、利用者が持参した商品券を金券として取り扱い、商品の販売やサービスの提供を行ってください。

ただし、「4 商品券の使用」に記載の事項を遵守のうえ、商品の販売やサービスの提供を行ってください。

また、受領後の商品券は、使用済みである旨の表示として裏面に店舗名を押印または記入してください。

#### (9) 参加店登録の取消及び罰則

本募集要項に反する行為を行った場合は、参加店登録を抹消し、公表します。

また、違反により損害金が発生した際は、必要に応じ返還請求を行う場合があります。

## 6 商品券の換金について

### (1) 申込期間（予定）

令和元年10月1日（火）から令和2年3月19日（木）まで

※申込期間を過ぎたものは無効となり換金できません。

### (2) 換金方法

参加店は、換金する商品券の裏面に店舗名を押印（または記入）していることを確認し、換金請求書に必要事項を記入した上で、伊達信用金庫壮瞥支店へ持参してください。

換金については、窓口現金払又は登録されている金融機関の口座へ振り込みます。

## 7 留意事項

(1) 参加店であることが分かりやすくなるよう、目立つ場所に登録証明書を必ず掲示してください。

(2) 本商品券の換金は、指定された期間内に行い、期間終了後は一切応じません。

(3) 使用済みの商品券を他店で使用するなど流用は認めません。

(4) 本商品券における真偽の判定は、参加店で行い、町は一切の責任を負いません。

(5) 商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定しないでください。

(6) 不正使用（偽造等）が疑われる場合は、受け取りを拒否するとともに、速やかに町

に連絡してください。

- (7) 使用者との紛争に関しては、当事者間で解決し、町は一切の責任を負いません。
- (8) 不正行為が発覚した場合は、換金には応じません。
- (9) その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないでください。

## 8 個人情報の取り扱い

- (1) 商品券の参加店登録に係る個人情報等については、町が事業を委託する場合にあたっては、その委託事業者が管理し、本事業に係る事務処理のために使用します。
- (2) 町が事業を委託する場合にあたって、受託事業者は提供された個人情報を本事業に係る事務処理以外に使用しません。

## 9 取扱店登録申込書提出先

取扱店登録申込書の提出は、壮瞥町商工会で受け付けます。

壮瞥町商工会

住所：壮瞥町字滝之町286番地56

電話：0142-66-2151

FAX：0142-66-2711

## 10 問い合わせ先

プレミアム付商品券事業全般に関する問い合わせについては、壮瞥町住民福祉課福祉係で受け付けます。

壮瞥町住民福祉課福祉係

住所：壮瞥町字滝之町284番地2 保健センター

電話：0142-66-2340

FAX：0142-66-2678